

# 国民年金保険料の納付が困難な場合は 保険料免除・猶予の制度があります！

保険料を納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、手続きをしてください。申請書は役場の窓口にあります。

令和元年度の免除の受付は令和元年7月1日から開始され、令和元年7月分から令和2年6月分までの期間を対象として審査を行います。

失業等により保険料を納付することが困難になり、申請を忘れていたために未納期間がある場合は、役場の窓口または米子年金事務所にご相談ください。

◆問い合わせ先

米子年金事務所

☎ 0859・34・6111

住民課

☎ 0859・54・5210

大山支所総合窓口室

☎ 0859・53・3311

中山支所総合窓口室

☎ 0858・58・6111



## 7月農地パトロール (利用状況調査) を 実施します

- ①遊休農地の実態把握と発生防止・解消
- ②農地の違反転用発生防止対策等

上記の2点について、重点的に取り組みます。

農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫等の温床となるだけでなく、ゴミの不法投棄による悪臭や汚水の発生源となります。

近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性がありますので、除草、病害虫駆除等、農地の適正な管理をお願いします。

◆問い合わせ先

農業委員会事務局

☎ 0858-58-6115



## 第5次行財政改革大綱の策定

↳簡素で効率的かつ効果的な行財政運営の実現を目指して

町では、社会経済情勢の急激な変化と地方分権の時代に対応し、簡素で効率的かつ効果的な行政運営を実現するため、大山町行財政改革審議会を設置しました。

この審議会では、第5次となる大山町行財政大綱の策定及び集中改革プランの見直しを行います。

6月11日に開催された第1回の会議では、小谷副町長から行財政改革審議会（馬田栄司会長）に諮問書が手渡されました。